

令和2年度

学校監査結果報告書

令和3年1月5日

静岡市監査委員

同

同

同

村松 眞

白鳥 三和子

山根 田鶴子

山本 彰彦

目 次

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	2
6	監査の実施場所及び日程	2
7	監査の結果	2

学校監査

1	監査の結果	4
2	意見	6

1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

(1) 監査の名称

令和2年度学校監査

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

3 監査の対象

令和2年度の下表に掲げる市立小学校及び市立中学校における学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について監査を実施した。なお、必要に応じて期間外の事務も対象とした。

小学校 (30校)	<u>清水入江</u> 、清水浜田、清水岡、清水船越、清水有度第一、 <u>清水有度第二</u> 、清水、清水不二見、清水駒越、清水三保第一、清水三保第二、清水辻、清水江尻、清水飯田、 <u>清水飯田東</u> 、 <u>清水高部</u> 、清水高部東、清水袖師、清水庵原、清水興津、清水小島、清水小河内、清水宍原、清水中河内、清水西河内、清水和田島、蒲原西、蒲原東、由比、由比北
中学校 (16校)	清水第一、清水第二、清水第三、清水第四、清水第五、 <u>清水第六</u> 、 <u>清水第七</u> 、 <u>清水第八</u> 、清水飯田、清水袖師、 <u>清水庵原</u> 、清水興津、清水小島、清水両河内、蒲原、由比

※学校監査は、市内の市立小学校87校及び市立中学校43校について、学校数が均等になるように3つの区域〔①葵区（一部を除く。）・②清水区・③駿河区（葵区の一部を含む。）〕に分割し、3年サイクルで実施している。令和2年度は、②清水区を対象に監査を実施した。なお、下線の学校は、現地調査対象校である。

4 監査の着眼点

- (1) 校舎及び校地の目的外使用許可等が適正に行われているか。
- (2) 郵券等金券類の管理が適正に行われているか。
- (3) 備品の管理は適正に行われているか。
- (4) 薬品類の管理は適正に行われているか。
- (5) 校内及び校外における児童・生徒に対する安全管理は適正に行われているか。
- (6) 災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策が適正に定められているか。
- (7) 個人情報の管理は適正に行われているか。
- (8) 学校施設、器具等の管理は適正に行われているか。
- (9) 学校内における危機管理体制（学校内における事件・事故、いじめ、体罰）について、教育委員会事務局等に連絡し、報告する体制はとられているか。また、未然防止及び再発防止に向けた取組は行われているか。
- (10) 学校預かり金の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

(1) 本監査

監査委員による説明聴取及び質疑並びに施設等の調査を実施した。

(2) 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取並びに現地調査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
本監査	清水飯田東小学校、清水庵原中学校	令和2年10月30日
予備監査	現地調査対象校、監査委員事務局執務室など	令和2年9月11日から 令和3年1月5日まで

7 監査の結果

(1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6のとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

本件の監査においては、10件の指摘事項があったので、適切な措置を講じられたい。

なお、監査の結果の詳細及び意見については後述する。

用語説明

1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

3 校舎及び校地の目的外使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催以外の事業等のために学校施設を使用すること（自治会行事、各種検定試験など）

4 校舎及び校地の一時的使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催の事業等のために学校施設を使用すること（保健所の健康診断、教員採用試験など）

【参考】

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第8号まで 略

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

学校監査

1 監査の結果

(1) 校舎及び校地の目的外使用許可等の状況

学校長許可に係る2日以内の校舎及び校地の目的外使用許可及び一時的使用承認の事務処理について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(2) 郵券等金券類の管理状況

郵券等金券類の管理状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(3) 備品の管理状況

今年度及び過年度に購入等した備品の管理について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、備品登録に関して5件の指導事項があった。

(4) 薬品類の管理状況

理科準備室及び保健室における薬品並びに農薬の管理状況について監査した結果、次の10件の指摘事項については是正・改善を求めた。

なお、薬品管理簿の記載に関して5件、理科薬品の転倒防止策に関して1件及び理科薬品保管庫の鍵の管理に関して1件の、全7件の指導事項があった。

【指摘事項】

ア 理科準備室の薬品の管理について（8件）

<清水入江小学校、清水高部小学校>

- ①② 令和2年4月16日付けで学校教育課長及び教育センター所長の発した通知によれば、理科薬品の点検及び管理に当たっては、毒物・劇物使用管理簿を別冊として作成することが求められているが、当該校においては、理科薬品のうち毒物・劇物として扱うべき薬品が存在しているにもかかわらず、その状況の記録を別冊につづることなく、一般薬品の管理記録と合わせて一冊の簿冊で管理していた。

なお、上記通知では、「薬品使用管理簿を備えること。また、毒物・劇物使用管理簿を別冊として作成すること。」と表現されているため、薬品使用管理簿と毒物・劇物使用管理簿との関係が判然としないばかりか、仕切紙により区切れば同一簿冊内で両者を編てつすることも認められるとする取扱いの実態がある。このような状況が、毒物・劇物使用管理簿を別冊として作成することが徹底されない背景となっているものと考えられる。

<清水庵原中学校>

- ③ 令和2年4月16日付けで学校教育課長及び教育センター所長の発した通知の別紙1『静岡市理科薬品管理・点検表』には、毒物及び劇物は、専用保管庫に一般薬品等と区分し収納されることが求められているが、当該校においては、劇物薬品が、市販の仕切りケースにより一般薬品と混在して保管されていた。

なお、上記通知の別紙1の注意点には、「段を変えたり、仕切りをしたりする。」との表示がされていたため、このような表示が、市販の仕切りケースによる混在保管が認められると解釈されてしまった原因となっているものと考えられる。

- ④ 理科薬品の毒物及び劇物は、その管理状況を毒物・劇物使用管理簿に記録することとされているが、劇物薬品であるクロロホルム及び水酸化バリウムが、一般薬品使用管理簿にて記録されていた。
- ⑤ 薬品を希釈して保管する場合、容器のラベルに濃度等を記載すべきであるが、塩酸の希釈液の保管状況を確認したところ、ラベルに濃度及び作成日が記載されておらず、「塩酸うすい」とのみ記載されていた。

<清水第八中学校>

- ⑥ 薬品を希釈して保管する場合、容器のラベルに濃度等を記載すべきであるが、硫酸の希釈液の保管状況を確認したところ、ラベルに濃度及び作成日が記載されておらず、「希硫酸」とのみ記載されていた。

また、当該希釈液の薬品使用管理簿も作成されていなかった。

<清水飯田東小学校>

- ⑦ 理科薬品は、長期休業前までに、定期的に数量と薬品使用管理簿の照合を行うこととなっているが、7月点検時において、水酸化ナトリウム水溶液（劇物薬品）及び沸騰石（一般薬品）の残量が未記入であった。
- ⑧ 理科準備室に保管されていた金属片アルミニウム（一般薬品）について、これを薬品使用管理簿と照合したところ、同管理簿にはこれが保管されていることの記録が一切なかった。



薬品の管理状況確認（左：清水飯田東小学校（保健室）、右：清水庵原中学校（理科準備室））

イ 農薬の管理について（2件）

農薬を使用した場合は、農薬取締法等により、使用年月日、場所及び使用量等を記録することとなっている。

<清水第六中学校>

- ① 殺虫剤1種類について、農薬使用管理簿が未作成であった。

<清水第七中学校>

- ② 除草剤2種類について、使用の状況を適切に記録していなかったことにより、残量が正しく記載されていなかった。

(5) 校内及び校外における安全管理の状況

学校活動における防犯対策及び通学路等における交通安全対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(6) 災害対策に係る状況

災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(7) 個人情報の管理状況

学校における児童・生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(8) 学校施設、器具等の管理状況

校舎、プール等の施設及びサッカーゴール等の器具などの管理状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、AEDの管理について1件及び校舎外の設備に関して1件の、全2件の指導事項があった。

(9) 学校内における危機管理体制

学校内における事件・事故、いじめ及び体罰に関して、教育委員会へ連絡・報告を行う体制及び未然防止、再発防止等に係る取組の状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、事故報告に関する1件の指導事項があった。

(10) 学校預かり金の管理状況

学年費などの学校預かり金の管理状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

2 意見

【静岡型小中一貫教育における幼小接続について】

本市は、令和4年度の静岡型小中一貫教育の全校実施に向けて平成28年度に「カリキュラム・基本的な考え方」を策定し、各小中学校のグループ化を進めた上で準備作業を進めている。この「基本的な考え方」の視点2「9年間を見通した教育課程の編成・実施」では、幼小の接続を進め、スタートカリキュラムを実施する旨が示され、「カリキュラム・解説」においてはこども園等でのアプローチカリキュラムの実施状況を踏まえた上で幼小接続の工夫を行うことなどが説明されている。さらに、静岡型小中一貫教育における教育課程は、9年間の連続性・系統性を強化する「たての接続」の前提として幼小接続を位置付ける仕組みとする一方で、視点4「地域との連携を図る」における地域社会に開かれた教育課程の実現を目指すため、グループ校ごとに設置される小中一貫教育準備委員会での教育課程の評価・検証を行うことによって「よ

この連携」につなげようとするものとなっている。

もとより、幼小接続は、小中一貫教育を実施するしないにかかわらず重視されるべきものであるが、このような形で静岡型小中一貫教育のシステムに幼小接続を組み込んだ上で地域とのつながりに重点を置く試みは、特徴的なものとして評価される。

前記の解説においては、小中一貫教育準備委員会の構成員として小中学校の代表、保護者の代表、地域の代表と並んでこども園等の代表を加えることを規定し、教育構想の共有や教育課程に基づく支援などを行うこととしていることから、幼小接続の重要性が地域に浸透し、地域住民の理解を得た上で、小中一貫教育準備委員会が将来的に学校運営協議会へと円滑に移行することが展望されるものとなっていることが窺われる。

このような視点から、本年度の学校監査において対象となった清水区の小中学校の状況を見ると、区内 16 のグループ校に設置されている小中一貫教育準備委員会のうち、地域のこども園、幼稚園、保育所などの就学前教育を担う組織の代表を構成員として加えていたのは半数の 8 グループ校にとどまっていた。こども園等の代表を構成員に加えていたグループ校では、小中一貫教育の 9 年間の教育課程の前提として就学前教育を一貫性のあるものとして位置付けていることや、地域内の教育機関としてこども園等の存在を認識し従前から連携を図る実績があったりしていることをその理由に挙げていた一方で、こども園等の代表を構成員に加えていなかったグループ校では、「カリキュラム・解説」の中で留意点として「委員の構成は地域や学校の実情に応じて決定すること」が示されていることから人数制限や小中連携を優先するなどの実情をもって加えなかった理由としていた。

学区が存在する小中学校と異なり、必ずしも地域とのつながりが強いわけではない就学前教育のありようからすると、前述した静岡型小中一貫教育における幼小接続の試みの実現には困難な面があることは想定されるが、令和 4 年度の静岡型小中一貫教育の全校実施が円滑かつ十全に行われるためにもこの幼小接続及びその点を踏まえた地域との連携の視点は欠かせないものと考えられることから、教育委員会は、全市域のグループ校の実情を改めて把握した上で、静岡型小中一貫教育カリキュラムの基本的な考え方の徹底を図る必要があり、また、それにより、将来的なコミュニティスクールの在り方にも一定の道筋が示されることにつながる可能性も考えられる。